

医療用補整具(ウィッグ等)の 購入支援制度のご案内

浜松市では、がん治療中のみなさまの就労や社会参加を応援するため、予算の範囲内で、医療用のウィッグ(かつら)や補整具の購入費用の一部を補助します。



どんな人が申請できるの？

浜松市に住所がある方で、がんと診断され、その治療により脱毛または乳房を切除し、医療用補整具を購入した方が申請できます。



補助制度の内容を教えてください！

下記の医療用補整具の購入費の一部を補助します。

- 1 医療用全頭(フル)ウィッグ(かつら)
全頭用又は毛付き帽子
- 2 乳房補整具(乳がん術後に使用するもの)
 - ① 補整下着(パットを含む)
 - ② 人工乳房(皮膚に張り付けて使用するもの)



どうやって申請するの？

必要な書類をそろえて、
健康医療課へ申請をしてください。
必要な書類は健康医療課で受け取るか、
市ホームページからダウンロードできます。



※制度の詳細は裏面をご覧ください、下記お問合せ先までご確認ください。

【お問い合わせ先】

浜松市健康医療課健康医療グループ(浜松市保健所3階)
住所: 〒432-8550 浜松市中央区鴨江二丁目 11-2
電話: 053-453-6178
メール: iryuu@city.hamamatsu.shizuoka.jp



浜松市ホームページ

医療用補整具（ウィッグ等）の購入支援制度の詳細

1 補助対象となる方

補助金の交付の対象となる方は、次の要件の全てを満たす方で市税を完納している方です。

- (1) 市内に住民票がある方
- (2) がんと診断され、その治療を過去に受けた又は現に受けている方
- (3) がん治療に起因する脱毛又は乳房の切除に伴う医療用補整具を購入した方
- (4) 過去に他の地方公共団体から医療用補整具の購入経費の補助等を受けていない方

2 補助対象となる医療用補整具

医療用補整具	要 件
医療用ウィッグ（全頭用）	全頭用であるもの（毛付き帽子及び装着時に皮膚を保護するネットを含む）
乳房補整具	補整下着及び下着とともに使用するパッド又は人工乳房のいずれか

※補助は、補助対象者1人につき、医療用ウィッグ及び乳房補整具それぞれ1回を限度とします。

3 補助額

医療用補整具ごとに、下記の金額を限度として、購入費の2分の1以内の額を補助します。

- (1) 医療用ウィッグ（全頭用） 上限2万円
- (2) 乳房補整具
 - ア 補整下着（下着とともに使用するパッドを含む） 上限2万円
 - イ 人工乳房 上限10万円

4 申請の方法

補助金の交付の申請をしようとする方（未成年である場合は、その法定代理人）は、補助金の対象となる医療用補整具を購入後、次の書類を健康医療課へ郵送または直接提出してください。

※すべての書類のお名前は、正式な漢字（住民票に記載されているものなど）でご記入ください（住民票を提出する必要はありません）。

- (1) 浜松市がん患者医療用補整具購入費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 薬物療法に関する説明書や診断書、治療方針計画書など
（がん治療を受けた又は現に受けていること及びがん治療に伴う脱毛又は外科的治療等による乳房の変形を証明する書類に限ります）
※購入日以前にがんの診断を受けたことや、補助金申請前に治療を開始したことがわかる書類
- (3) 医療用補整具の購入に係る領収書の原本（本人のお名前（フルネーム）、購入年月日、商品が医療用ウィッグ（全頭用）であることなど、必要事項が記入されているもの）
- (4) 乳房補整具申請の場合は、商品カタログ等の購入した補整具が確認できるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

5 申請期限

- ・ 4月から12月までの間に購入した場合…購入日の属する年度内（翌年の3月末日まで）
- ・ 1月から3月までの間に購入した場合…購入日の翌日から90日を経過した日まで
（例）1月10日購入の場合…翌11日から数えて90日目となる4月10日が申請期限

6 補助金の請求

申請後、浜松市から交付の決定通知を受けた場合は請求書を提出してください。

- ・ 浜松市がん患者医療用補整具購入費補助金請求書（様式第4号）